



# 中央税務会計ニュース

## 3月の税務

- 3月10日
  - 1 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 3月17日
  - 2 前年分贈与税の申告  
申告期間…2月3日から3月17日まで
  - 3 前年分所得税の確定申告  
申告期間…2月17日から3月17日まで
  - 4 所得税確定損失申告書の提出
  - 5 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
  - 6 確定申告税額の延納の届出書の提出  
延納期限…6月2日
  - 7 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内）
  - 8 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告
- 3月31日
  - 9 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
  - 10 1月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税）・法人住民税
  - 11 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
  - 12 法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
  - 13 7月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
  - 14 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
  - 15 消費税の年税額が4800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）

FM番組  
「リーダーズ  
バトン」  
配信中！



YouTube



Facebook



Instagram

各情報  
発信中！

### 《通信欄》

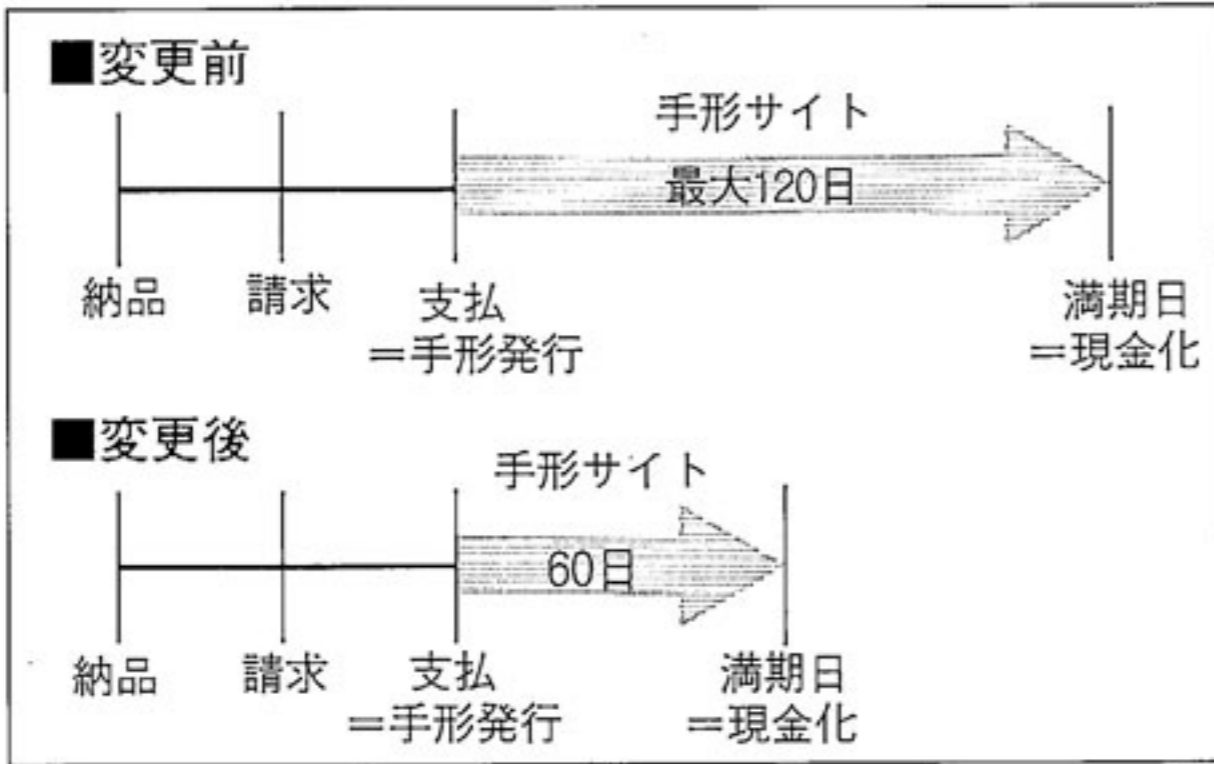
字が小さくて読みづらいところ  
お声があたのど大きくなりました  
去る2月18日にさいたま市商工  
会議所中央支部の講演会  
で探検家の吉田勝次さん  
のお話を聞いたので紹介します。  
吉田さんは30ヶ国2,000回以上の  
洞窟を探検し「情熱大陸」や  
「フレイジャー」に他出演して著  
最長1ヶ月の洞窟滞留で類  
自メートの崖の上でロープで縛って寝  
たりボタボタで2日間過ごしたと  
まのりさんです。そんな吉田  
さんが大切にしている「生きる  
帰る」と、怖くも感心する「洞窟  
大冒険」の話をぜひ聞いてほしい  
泉りんのよで再度チャンネル  
を覗いてほしい。会社の経営  
でも同じで、いまは生き残る  
とこに「生き残る」が大事。



# 約束手形のサイト短縮 発行から満期まで60日以内

## —下請法の運用を変更

下請法（下請代金支払遅延等防止法）の運用が変更され、2024年11月以降、支払サイトが60日を超える約束手形による支払は、下請法に基づく行政指導や勧告の対象となりました。約束手形の支払期日の短縮は、中小企業のキャッシュフローを改善し、企業間取引の適正化を図る効果も期待されています。



約束手形は、振り出し（発行）を行う発注企業にとって、決済日まで支払いを猶予できるといったメリットがあります。

一方、手形を受け取る側の企業は、決済日まで現金を受領できませんし、前倒しで現金化すると割引料（手数料）がかかるため、実質的に売上が減少します。

長期の手形サイトが中小企業の資金繰りの負担となっている実態を踏まえ、中小企業庁では、昨年11月、約束手形に関する下請法の運用を60年ぶりに改正しました。これまで手形を発行してから決済までの期限を最大120日以内としましたが、これを60日以内に短縮しました。

**■60日超は行政指導の対象に**  
そのうえで、サイトが60日を超える手形等は、下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして行政指導の対象とする運用の見直しを行いました。

また、中小企業の資金繰りと取引の適正化の観点から、中小企業庁では、事業者団体や金融機関に下記の事項を要請しています。

- ・ファクタリング等の一括決済方式については、サイトを60日以内とする
- ・ことに加え、引き続き、一括決済方式への加入は下請事業者の自由な意思によること並びに親事業者、下請事業者及び金融機関の三者契約によることを徹底すること。
- ・下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮する、代金の支払いをできる限り現金によるものとするなど、サプライチェーン全体での支払い手段の適正化に努めること。

とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払い手段の適正化とともに、前払い比率、期中払い比率をできる限り高めるなど、支払い条件の改善

に努めること。

**■発注企業側の対応**  
発注企業においては取引先との契約内容を改めて見直し、新たな規定に則った契約条件を整備する必要があります。今回、手形サイトが60日を超える手形を交付することで行政指導の対象となるのは下請法の適用対象となる取引に限られますが、事業者の資金繰りや取引の適正化の観点から、下請法の適用対象外の取引を含めたサプライチェーン全体での手形サイトの短縮化や支払手段の現金化の取り組みも必要といえます。

中小企業庁の調査によると、2023年度に発行された約束手形のうち、決済期間が90日を超えていたのは46%。このうち、120日超も8%を占め、多くの約束手形で長期の決済期間が設定されていました。

支払いサイトの短縮は、受け取る側の中小企業にとっては経営面でプラスに作用しますが、手形を振り出す企業にとっては、早期決済で資金繰りがタイトになり、借入金が必要になるケースも想定されます。決済期間の短縮化に伴い、これまで以上にスムーズな運転資金の確保が求められます。

# 経営

## 中小企業の賃上げ動向 今年も高水準の見通し

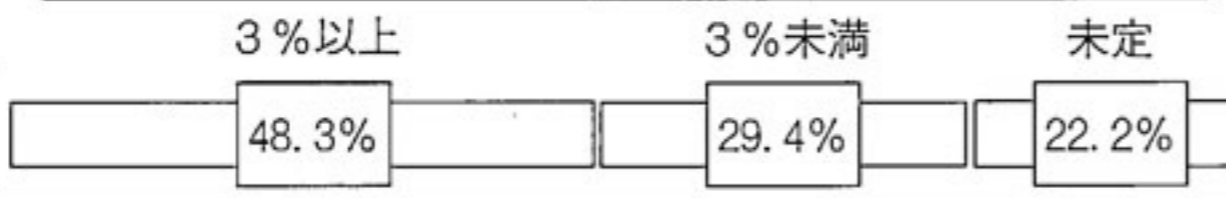
■2025年春闘スタート■

2025年の春闘がスタートしました。連合は、ベースアップ相当分として3%以上、定期昇給分を含めて5%以上の賃上げを目標としています。実質賃金のマイナスが続く中、今年も高水準の賃上げが継続される見通しで、中小企業の賃上げがどこまで広がるかが焦点となっています。

### 賃上げ実施予定企業の割合 (2025年度意向)

全体	建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業
	55.7%	54.3%	55.1%	34.1%	45.1%
48.5%	従業員101人以上		従業員10~100人		従業員9人以下
	58.9%		61.2%		31.7%

### 給与総額の引き上げ率の分布 (2025年度意向)



出典：日本商工会議所「早期景気観測 (2024年12月調査結果)」

労働組合の中央組織「連合」は、2025年の春闘において、ベースアップ相当分として3%以上、定期昇給分をあわせて5%以上、中小企業の労働組合については、さらに1%以上を上乗せし、6%以上の賃上げを目標とする方針を決定しました。連合が公表した2024年春闘の最終結果によると、平均賃上げ額は1万5281円(前年1万560円)で、平均賃上げ率は5・10%でした。5%の大打に乘ったのは、1991年以来実に33年ぶりのことです。

〈中小企業の賃上げ状況〉  
2024年の中小企業の賃上げ状況をみると、妥結額の加重平均は1万712円となり、アップ率は4・01%となりました。アップ率を企業

規模別にみると、「300~500人未満」(4・43%)は4%台となりましたが、「100~300人未満」(3・67%)と「100人未満」(3・59%)では3%台となっています。

#### ■実質賃金の動向■

物価高騰が続く中、懸念材料となっているのが実質賃金の動向です。厚生労働省が本年2月に公表した2024年の「毎月勤労統計調査(従業員5人以上の事業所)」によると、物価変動を考慮した1人当たりの実質賃金は、前年比0・2%減で3年連続のマイナスとなりました。

名目賃金に当たる現金給与総額は33年ぶりの高い増加率だったものの、家計を圧迫している物価高に賃上げが追い付かずプラスには届きませんでした。2024年の月平均の現金給与総額は34万8182円で4年連続の前年比プラス。増加率は2・9%で、1991年以来の高い伸びとなりましたが、消費者物価指数が3・1%上昇したため、実質賃金は減少しました。

物価上昇率を上回る賃上げが実現しなければ、実質的な購買力は低下し、個人消費を押し下げます。今年

は、この実質賃金ベースにおいてプラスとなるかが大きな焦点となっています。

#### ■25年度の中小の賃上げ予定■

日本商工会議所は、2025年度の中小企業の賃上げに関する調査結果を発表しました。回答企業の48・5%が賃金の引き上げを予定する一方、「賃上げしない予定」が25・3%、「現時点では未定」も26・1%に上りました。

業種別にみると、建設業や製造業、卸売業は半数以上が賃上げ予定とする一方、小売業やサービス業では賃上げに慎重な姿勢が目立っています。賃上げ予定の企業に25年度の賞与を含む給与総額の引き上げ率を尋ねたところ、「3%以上」との回答が48・3%。このうち「5%以上」は全体の11・2%。「3%未満」は29・4%で、「未定」は22・2%。

賃上げを継続するには、エネルギーコストや労務費などの価格転嫁を一層進めることが重要ですが、中小企業も「稼ぐ力」をつけることが欠かせません。価格転嫁や生産性の向上をどう進めていくか、2025年は中小企業にとって正念場の年になりそうです。